

(趣旨)

第1条 この告示は、観光振興及び交流人口拡大のため、地域の財産を再整備し、アルベルゴ・ディフーズタウン推進に資する者に対し、予算の範囲内において平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則(平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) モデル地区 平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン計画書に記載されている地区をいう。
- (2) 空き家 現に居住していない市内の建物又は事業に供していない市内の建物をいう。
- (3) 耐震基準 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号(平成18年国土交通省告示第185号)に定める基準をいう。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び補助金限度額は、別表第1のとおりとする。

(一部改正〔令和7年告示46号〕)

(事業実施の条件)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象事業における施設又は空き屋においては、所有者等の同意を得ていること。
- (2) 補助対象事業は、市内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者が施工すること。
- (3) 補助対象事業は、歴史・文化性等を尊重し町並みや景観形成に配慮すること。
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域に指定された区域内の建築物に係る補助対象事業は、同法第16条に定める特定開発行為の許可を受け、同法に基づき施工すること。
- (5) 補助対象事業は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号(平成18年国土交通省告示第185号)に定める基準に基づいた事業であること。

(交付の条件)

第5条 規則第6条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市税等の滞納が無いこと。
- (2) 申請者が行おうとする事業(以下「補助事業」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないこと。
- (3) 補助事業が、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (4) 補助事業により整備した財産を活用し、アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業を10年以上継続して実施すること。
- (5) 市が実施する観光に関する調査、事業等に協力すること。

(交付の申請)

第6条 申請者は、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 契約書(様式第3号)
- (3) 耐震診断調査結果
- (4) 耐震補強設計書、耐震補強計画書又は耐震補強計画作成に係る見積書
- (5) 工事見積書
- (6) 工程表
- (7) 付近見取図
- (8) 各階平面図又は平面図(現況と増築又は改修後の対比ができるもの)
- (9) 現況写真
- (10) 不動産登記全部事項証明書及び公図
- (11) 定款、規約、会則等の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定の審査及び通知)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、補助金の交付の可否をアルベルゴ・ディフーズタウン推進委員会において審査し、その結果について、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)又は平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業工事着手届(様式第6号)に次に掲げる関係書類を添付し、工事着手前に市長に提出しなければならない。
- (1) 工事請負契約書又は工事請書の写し
 - (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項に規定する確認済証の写し(補助対象工事が200㎡以上の建築物に係るものであって、同条第1項に該当する場合に限る。)
 - (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条第1項に規定する届出に係る届出書の写し(補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当する場合に限る。)
 - (4) 施工事業者又は施工事業者の下請事業者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第14条第1項の許可を受けた者であることを証する書面の写し
 - (5) 産業廃棄物の運搬及び処分の委託に係る契約書(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号に規定する委託契約書に限る。)の写し(産業廃棄物の運搬及び処分を第三者に委託する場合に限る。)
- (申請内容の変更等)
- 第8条 補助事業者は、補助事業の工期若しくは補助事業に要する経費を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金変更(中止)申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、補助事業の変更が適当でないと認めるときは、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付決定変更却下通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 補助事業は、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに完了するものとする。ただし、市長が認めた場合は、第1項に規定する変更申請により、翌年度へ繰り越すことができる。
- (調査)
- 第9条 市長は、補助事業が適切に行われているか確認するための現地調査を行うことができる。
- (実績報告書)
- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金実績報告書(様式第10号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (1) 領収書の写し
 - (2) 工事完了後の写真
 - (3) 廃掃法第12条の3第1項の産業廃棄物管理票の写し(産業廃棄物が生じた場合に限る。)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (完了検査)
- 第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに実績報告書の内容を精査し、補助事業事を行った建物に立ち入り、検査を行うものとする。
- 2 市長は、前項の検査を行った結果、補助対象工事が適切に行われなかったと認める場合は、補助事業者に対し、不適切な部分を改善するよう命ずることができる。この場合において、補助事業者が当該命令に従わないときは、市長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (交付額の確定)
- 第12条 市長は、前条の完了検査の結果、補助事業が適切に行われたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 次条前1項ただし書の規定による補助金の概算払を受けた補助事業者は、概算払を受けた額が、前項の交付確定額を超える場合は、前項の通知を受けた日から起算して30日以内にその差額を返納しなければならない。
- (補助金の交付)
- 第13条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が交付の目的を達成するため、特に必要があると認めたときは、補助金の交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。
- 2 前項ただし書に規定する補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、第6条第2項に規定する工事着手届の提出と併せて、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金概算払請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、[前2項](#)の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(事業開始報告)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業により整備した財産を活用し、アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業を開始する30日前までに平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業開始報告書([様式第14号](#))に次に掲げる関係書類を添付し、市長に届け出なければならない。

(1) 事業概要書([様式第15号](#))

(2) その他市長が必要と認める書類

(事業経過報告)

第15条 補助事業者は、アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業を開始した年度の翌年度4月末までに、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業経過報告書([様式第16号](#)。以下「事業経過報告書」という。)を市長に提出するものとする。

2 補助事業者は、[前項](#)の規定による届出を、アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業を開始した年度の翌年度から10年間(以下「事業経過報告期間」という。)、当該年度の事業経過報告書を翌年度の4月末までに市長に届出するものとする。

(取調べ調査)

第16条 市長は、事業経過報告書の記載内容に、[第6条第1号](#)の事業計画書の記載内容と相違が認められるときは、補助事業者に取調べ調査を行うものとする。

2 市長が、[前項](#)の規定による取調べ調査の結果、当初の事業計画から変更が生じていると認めたときは、補助事業者は[第8条第1項](#)の規定により事業計画の変更に係る申請を行うものとする。

(情報公開)

第17条 市長は、[第14条第1項](#)の届出があった場合、届出の対象となった平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業を平戸市ホームページに公開するものとする。

(事業協力)

第18条 補助事業者は、事業経過報告期間内は、平戸市が行う観光事業、空き家対策事業等に協力するものとする。

(事前協議)

第19条 補助事業者は、事業経過報告期間内に事業計画を変更しようとする場合において、事前に市長と協議を行うものとする。

(事業計画の変更等)

第20条 [前条](#)の規定による事前協議を行った補助事業者は、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業計画変更(中止)申請書([様式第17号](#))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業計画変更(中止)承認通知書([様式第18号](#))により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、[前項](#)の審査の結果、事業計画の変更が適当でないと認めるときは、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業計画変更不承認通知書([様式第19号](#))により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、[前項](#)の通知を受けた場合は、通知記載日の翌日から起算して30日以内に平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業是正計画書([様式第20号](#)。以下「是正計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、[前項](#)の規定による是正計画書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査の上、これを適当と認めるときは、当該是正計画書に基づく事業の実施を承認するものとし、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業是正計画承認通知書([様式第21号](#))により補助事業者に通知するものとする。

6 市長は、[前項](#)の審査の結果、事業是正計画が適当でないと認めるときは、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業是正計画不承認通知書([様式第22号](#))により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第21条 市長は、補助事業者が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によりこの補助金の交付を受けたとき。

(2) [第4条第1項第5号](#)に違反したとき。

(3) 交付決定又は変更承認に付した条件に違反したとき。

(4) この補助金を他の用途に使用したとき。

(5) [前条第4項](#)に規定する期間内に是正計画書の提出が無かったとき。

2 [前項](#)の交付決定の取消しを行う場合は、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付決定取消通知書([様式第23号](#))により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、[第1項](#)の返還の命令に係る補助金の交付決定の取消しが、[同項第2号](#)に規定する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(補助金の返納又は返還)

第22条 市長は、補助事業者に補助金を[第12条第2項](#)の規定により返納させ、又は[前条第1項](#)の規定により返還を命じるときは、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金(返納通知書・返還命令書)([様式第24号](#))により返納又は返還の期限を定めて、補助事業者に通知するものとする。

(一部改正〔令和7年告示46号〕)

(書類の整理等)

第23条 補助事業者は、補助対象工事に関する領収書等の関係書類を整理し、事業経過報告期間において保管しなければならない。

(財産の処分制限)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、この補助金の交付目的及び財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月21日告示第46号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助額及び補助金限度額
モデル地区整備事業	(1) モデル地区内の施設整備に対する経費(工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費を含む。) (2) 耐震補強設計又は耐震補強計画作成に要する経費 (3) その他工事に係る諸経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1棟あたり2,000万円を上限とする。ただし、国庫による補助の採択を受けた場合は、当該補助金の額を補助対象経費から控除する。

[表]

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

平戸市長 様

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付申請書

〒 -
住 所
会社名又は団体名
申請者 氏名又は代表者名
連 絡 先

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金の交付を受けたいので、平戸市補助金等交付規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業名			
建物構造種別	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ その他(混構造)		
建築年	年 月 / 不明(年頃)		
耐震区分	☐ 旧耐震(S56.5.31以前着工) ☐ 新耐震(S56.6.1以降着工)		
階数	地上 階・地下 階		
延床/敷地面積	延床面積 m ² / 敷地面積 m ²		
申請区分	☐ モデル地区整備事業	耐震補強設計(計画) (☐ 実施済み ☐ 未実施)	
※申請区分は、裏面を参照して下さい。	☐ 古民家等再生事業	耐震補強設計(計画) (☐ 実施済み ☐ 未実施)	

予定工期	年 月 日から 年 月 日まで		
総工事費	円(消費税 円)		
補助対象工事費	円(消費税 円)		
補助金申請額	円 (※裏面2参照)		

[裏]

1 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 耐震診断調査結果
- (4) 耐震補強設計書及び図面又は耐震補強計画書（跡地活用除去工事の場合は除く。）ただし、設計書又は計画書が未作成の場合は見積書を添付
- (5) 工事見積書
- (6) 工程表
- (7) 付近見取図
- (8) 各階平面図又は平面図（現況と増築又は改修後の対比ができるもの）
- (9) 現況写真
- (10) 不動産登記全部事項証明書及び公図
- (11) 定款・規約・会則等の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

平戸市長 様

年 月 日

[申請者]

〒

住所

会社名又は団体名

氏名又は代表者名

1. 事業概要

事業の区分 [申請事業を囲んで下さい]	モデル地区整備事業 ・ 空き家再生等推進事業				
事業の名称					
事業の内容					
施設整備等の内容	区分	増築 ・ 改築 ・ 模様替 ・ 他			
	整備内容の説明				
	工期	年 月 日から 年 月 日まで			
開業形態	個人事業・会社事業		商号(個人) 会社名(会社)		
開業(予定)住所 [空き家所在地を記入]	電話 ()				
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日	
業種			資本金	[会社設立(予定)の場合] 円	
許可等 [許可等の取得が必要な場合]	(種類)	[許可・免許・登録・ 認証の別を記入]		根拠法 取得すべき許可等 の根拠法を記入	
従業員数	名	取扱品		仕入先	
開業動機・目的					
開業に必要なノウハウの習得					
出資者・出資額					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

2. 事業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等は発注済みである。
- イ 土地・空き家を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・空き家を貸借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 平戸市の適正な土地利用に関する条例に基づく適合通知書交付済み(申請手続中)である。
- オ 事業に必要な許許可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了 [許認可取得見込(申請状況や取得予定時期等)を具体的に記入して下さい。]
()
- キ その他 [具体的に記入して下さい。]
()

3. 運転資金計画

名称	金額	積算内訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人件費等		
その他資金		
計	A	

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日
事業用不動産	土地	m ²	購入・賃貸	千円		
	建物	m ²	購入・賃貸	千円		
	計	B〔取得に要する資金〕				千円

区分	名称	形式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置(完成)年月日
本体工事・設備工事等経費内訳							
	計	C〔金額〕					千円

区分	名称	形式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置(完成)年月日
機械器具・什器備品等							
	計	D〔金額〕					千円

資金計画による必要な資金合計	E〔A+B+C+D〕	千円
----------------	------------	----

5. 資金調達計画

自己資金	預金			預金以外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金額	種類	金額
			千円	有価証券	千円
			千円		千円
			千円		千円
			千円		千円
自己資金合計			千円		
借入金等(※)	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	[今回の借入額]	%	千円	千円	・ ～ ・
		%	千円	千円	・ ～ ・
		%	千円	千円	・ ～ ・
		%	千円	千円	・ ～ ・
	借入金等合計		千円	調達資金 合計	E 千円

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入下さい。

6. 収支計画(今後1年間)

支出(経費説明)			収入(経費説明)	
仕入高	千円 ()		売上高	千円 ()
人件費	千円 ()		営業収入	千円 ()
	千円 ()		雑収入	千円 ()
	千円 ()			千円 ()
	千円 ()			千円 ()
	千円 ()			千円 ()
計	千円 ()		計	千円 ()

7. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

8. 借入金等状況(※)

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※) 現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の事業計画によるもの以外をご記入下さい。
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます。)

様式第3号（第6条関係）

誓約書

私は、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金の交付申請に当たり、以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 要綱に基づき適正に所要の手続を行います。
- 2 関係法令を遵守し工事を行います。
- 3 事業完了後は要綱第 10 条に定められた報告を行い、第 15 条第 2 項に定める事業経過報告期間内は市の施策に協力します。
- 4 要綱第 11 条第 2 項の規定により返納を命じられ、又は第 21 条第 1 項の規定により返還を命じられた場合は、速やかに補助金を返納し、又は返還します。
- 5 補助対象事業における施設又は空家においては、所有者等の同意を得ております。（申請者と所有者が相違の場合は、別途同意書を添付すること。）

年 月 日

平戸市長 様

〒 -
住 所
会社名又は団体名
申請者 氏名又は代表者名
連絡先

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

平戸市長

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン進事業補助金について、審査の結果、下記のとおり交付することを決定したので、同交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 事業の所在地

3 補助金交付決定額 円

4 交付条件

- (1) 補助対象事業を変更し、又は中止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 交付決定通知を受け取った日以後に事業請負契約を締結すること。
- (4) 補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告を行うこと。

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

平戸市長

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付申請書について、審査の結果、下記の理由により不交付決定したので、同交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業所在地
- 3 不交付決定理由

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

平戸市長 様

〒 -

住 所

会社名又は団体名

申請者 氏名又は代表者名

連 絡 先

平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業工事着手届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記事業について、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名称

2 建物の所在地

3 契約日又は工事着手日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 工事請負契約書又は工事請書の写し(交付決定日以後の契約日であるものに限る。)
- (2) 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し(補助対象工事が200㎡以上の建築物に係るものであって、同条第1項に該当する場合に限る。)
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書の写し(補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当する場合に限る。)
- (4) 施工事業者又は施工事業者の下請け事業者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する書面の写し
- (5) 産業廃棄物の運搬及び処分の委託に係る契約書(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に規定する委託契約書に限る。)の写し(産業廃棄物の運搬及び処分を第三者に委託する場合に限る。)
- (6) 耐震補強設計書及び図面又は耐震補強計画書の写し(前5条の申請の際添付していない場合に限る。)

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

平戸市長 様

〒 -

住 所

会社名又は団体名

申請者 氏名又は代表者名

連 絡 先

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金変更(中止)申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金について、下記のとおり補助対象工事を変更(中止)したいので、平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業名称
- 2 変更内容
- 3 提出書類
 - (1) 事業計画書(修正箇所を朱書きで修正したものを提出)
 - (2) 見積書(額の変更がある場合)
 - (3) 工程表(工期の変更がある場合)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

平戸市長

平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付決定変更(中止)
通知書

年 月 日付けで変更(中止)申請のあった平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金に係る補助対象工事について、下記のとおり変更(中止)を承認したので、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業名称
- 2 変更(中止)の内容
- 3 条件

様式第9号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

平戸市長

平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付決定変更
却下通知書

年 月 日付けで変更(中止)申請のあった平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金について、下記の理由により却下しましたので平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

なお、この決定により補助対象工事の実施が困難な場合は、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業交付要綱第8条第1項の規定により補助対象工事の中止手続きを速やかに行うこと。

記

- 1 事業名称
- 2 却下の理由
- 3 条件

様式第 10 号 (第 10 条関係)

年 月 日

平戸市長 様

〒 -

住 所

会社名又は団体名

申請者 氏名又は代表者名

連 絡 先

平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金の実績について、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 建物の所在地 平戸市 番地
- 2 総事業経費 円
- 3 補助対象事業経費 円
- 4 概算払い受領額 円
- 5 工期 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 添付書類
- (1) 領収書の写し
- (2) 工事完了後の写真
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 1 項の産業廃棄物管理票の写し（産業廃棄物が生じた場合に限り。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

平戸市長

平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付確定通知書

なお、補助金交付確定額から概算払い交付額を差し引いた額が請求額となります。(補助金交付確定額が概算払い交付額未満であるときは、その差額が返納額となります。)

記

- 1 補助金交付確定額 円 (交付決定額 円)
- 2 概算払い交付額 円
- 3 事業登録番号 第 号
- 4 交付確定条件
- (1) 交付確定日から起算して10年間は事業を継続すること。
- (2) 前号の期間内に事業計画を変更又は中止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 開始する30日前までに事業報告書及び関係書類を市長へ届け出ること。
- (5) 開始した年度の翌年度の4月末までに事業経過報告書を提出すること。
- (6) 平戸市が行う観光事業等に交付確定日から起算して10年間は協力すること。
- (7) 第21条の交付決定の取消しを受けた場合は、速やかに補助金を返還すること。

様式第 12 号 (第 13 条関係)

平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付請求書

年 月 日

平戸市長 様

〒 -

住 所

会社名又は団体名

申請者 氏名又は代表者名

連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付額の確定があった平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金について、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
(ふりがな)			
口座名義人			
口座種別	普 通 ・ 当 座		
口座番号			

様式第 13 号（第 13 条関係）

年 月 日

平戸市長 様

〒 -

住 所
会社名又は団体名

申請者 氏名又は代表者名

連 絡 先

平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金の概算払いを受けたいので、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により請求します。

記

- 1 概算払請求額 円
- 2 概算払請求理由

様式第 14 号 (第 14 条関係)

年 月 日

平戸市長 様

〒 -

住 所

会社名又は団体名

申請者 氏名又は代表者名

連 絡 先

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業開始報告書

年 月 日付け 第 号で交付確定を受けた平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金について、下記のとおり事業を開始するので、平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付要綱第 14 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業登録番号 第 号 (交付確定通知書記載の番号)
- 2 事業名称
- 3 事業開始日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業概要書 (様式第 15 号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 15 号（第 14 条関係）

事業開始概要書

事業番号					
事業名称					
施設改修工事 の概要	補助対象 事業概要				
	総工事費	千円			
	補助金額	千円			
	工事期間	自 年 月 日 至 年 月 日			
施設等概要	名称				
	代表者				
	所在地				
	TEL		FAX		
	E-Mail				
店舗・事業所 等の紹介 〔250文字以内 で紹介文を作 成〕	※紹介と合わせて、事業実施することで地域が活性化する効果も記載				
ホームページ URL					
写真	下記に記載の画像をA 5（148×210 mm）以上のサイズでフルカラーで提出 ☐ 工事着工前と着工後の比較できる施設内の画像 各2枚 ☐ 店舗・事業所正面の画像（宣伝のために用います。） 1枚 ☐ 商品・サービス・施設・従業員の紹介画像 4枚まで				

上記補助対象事業の概要等を平戸市ホームページで公開することに同意します。

平戸市長 様

年 月 日

申請者 会社名又は団体名
 氏名又は代表者名
 連 絡 先

様式第16号(第15条関係)

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業経過報告書

平戸市長 様

年 月 日

[申請者]

〒

住所

会社名又は団体名

氏名又は代表者名

1 事業概要

事業登録番号					
事業の内容					
開業形態	個人事業・会社事業		商号(個人) 会社名(会社)		
店舗・事業所等の住所					電話 ()
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無		開業年月日 設立年月日		年 月 日
業種			資本金		[会社設立の場合] 円
許可等 [許可等取得した場合]	(種類)	[許可・免許・登録・認 証の別を記入]		根拠法 取得した許可等の根拠法を記入	
従業員数	名	取扱品		仕入先	
出資者・出資額					
事業協力者の住所・氏 名・勤務先					

2 収支(決算額又は決算見込額) ※決算書を添付する場合は記載不要

収入

名称	金額	積算内訳
売上	千円	
	千円	
	千円	
その他収入	千円	
収支計(A)	千円	

支出

名称	金額	積算内訳
原材料費	千円	
販売管理費	千円	
人件費	千円	
交際費	千円	
広告宣伝費	千円	
会議費	千円	
通信・運搬費	千円	
消耗品費	千円	
修繕維持費	千円	
水道光熱費	千円	
燃料費	千円	
保険料	千円	
委託料	千円	
減価償却費	千円	
利息	千円	
家賃	千円	
事務所費	千円	
維持費	千円	
車両費	千円	
設備工事	千円	
什器購入	千円	
不動産取得	千円	
税		
雑費	千円	
その他支出	千円	
支出計(B)		

営業利益A－B(C)		
------------	--	--

3 取得不動産

区分	土地・建物	面積	取得方法	取得に要した資金	契約年月日	取得(完成)年月日
事業用不動産		m ²	購入・賃貸	千円		
		m ²	購入・賃貸	千円		
		m ²	購入・賃貸	千円		

4 借入金等

借入金等	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	[今回の借入額]	%	千円	千円	・ ～ ・
		%	千円	千円	・ ～ ・
		%	千円	千円	・ ～ ・
		%	千円	千円	・ ～ ・
	借入金等合計		千円	千円	

5 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

6 借入金等状況(※)

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の事業計画によるもの以外をご記入下さい。

(経営者本人が負担している保証債務も含まれます。)

7 地域連携

8 事業経過の特筆事項

様式第 17 号 (第 20 条関係)

年 月 日

平戸市長 様

〒 -

住 所

会社名又は団体名

申請者 氏名又は代表者名

連 絡 先

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業計画変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付確定を受けた平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金に係る補助対象事業について、下記により変更（中止）したいので、平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付要綱第 20 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

（なお、事業の中止にあたり、補助金の交付決定が取り消され、その返還を命じられた場合は、指定の期日までに補助金を返還することを確約します。）

記

- 1 登録事業番号
- 2 事業名称
- 3 変更（中止）する内容
- 4 変更（中止）に至った理由

様式第18号(第20条関係)

第 号
年 月 日

様

平戸市長

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業計画変更(中止)承認通知書

年 月 日付けで提出のあった平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業計画変更(中止)申請書について、審査の結果、下記のとおり変更(中止)を承認したので、平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付要綱第20条第2項の規定により通知します。

記

- 1 登録事業番号
- 2 事業名称
- 3 変更(中止)の内容
- 4 承認の条件

様式第 19 号（第 20 条関係）

第 年 月 日
号

様

平戸市長

平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業計画変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業変更（中止）申請書について、審査の結果、下記の理由により不承認としたので、平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付要綱第 20 条第 3 項の規定に基づき通知します。

なお、同条第 4 項の規定により本通知日の翌日から起算して 30 日以内に平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業是正計画書を提出して下さい。期間内に提出が無い場合は、第 21 条第 1 項第 5 号に基づき交付決定を取り消します。

記

- 1 事業登録番号
- 2 事業名
- 3 不承認理由

様式第20号(第20条関係)

年 月 日

平戸市長 様

〒 -

住 所

会社名又は団体名

申請者 氏名又は代表者名

連 絡 先

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業是正計画書

年 月 日付け 第 号で事業変更の不承認を受けた平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業について、下記のとおり事業計画を是正したので、平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付要綱第20条第4項の規定により提出します。

記

- 1 登録事業番号
- 2 不承認となった理由（事業変更不承認通知書から転載）
- 3 是正内容
- 4 提出書類目録（是正内容が確認できる書類等）

様式第21号(第20条関係)

第 号
年 月 日

様

平戸市長

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業是正計画承認通知書

年 月 日付けで届出のあった平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業是正計画書について、審査の結果、是正後の事業計画を承認したので、平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付要綱第20条第5項の規定により通知します。

記

- 1 事業登録番号
- 2 事業名
- 3 承認内容
- 4 承認条件
 - (1) 補助対象事業を変更し、又は中止する場合には、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業の継続が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第22号(第20条関係)

第 号
年 月 日

様

平戸市長

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業是正計画不承認通知書

年 月 日付けで提出のあった平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業是正計画書について、審査の結果、下記の理由で是正計画を不承認としたので、平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付要綱第20条第6項の規定により通知します。

なお、この決定により従前の事業計画に基づき事業を継続することとなります。

については、下記期日までに今後の事業方針について回答して下さい。当該期日後10日を経過してもなお回答がない場合又は従前の事業計画どおり事業が継続できない場合は、第20条第1項第2号に該当するものとして交付決定を取り消します。

記

- 1 事業登録番号
- 2 事業名
- 3 不承認内容
- 4 回答期日 年 月 日まで

様式第23号(第21条関係)

第 号
年 月 日

様

平戸市長

平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき交付決定した平戸市アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業補助金について、下記のとおり補助金の交付を取り消すことを決定したので、第21条第2項の規定により通知します。

記

- 1 登録事業番号
- 2 事業名
- 3 交付決定取消し理由 同要綱第19条第1項第 号に該当
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金交付取消し決定額(補助金返還額) 円

様式第24号(第22条関係)

第 号
年 月 日

様

平戸市長

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金(返納通知書・返還命令書)

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付要綱第22条の規定により、下記の納付期日までに補助金の(返納・返還)を命じます。

なお、下記返還期日を経過した場合は、平戸市補助金等交付規則第19条の規定に基づき延滞金が発生します。

記

- 1 返還額 円
- 2 納付期日 年 月 日
- 3 返還方法

(1) 納付書により納入

(2) 平戸市指定金融機関へ振込
- 4 延滞金 平戸市補助金等交付規則第19条の規定に基づき算出する金額